

第 2 章

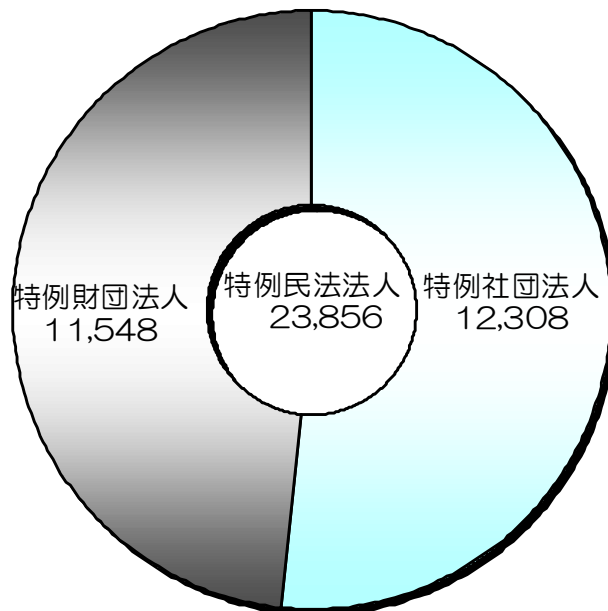
特例民法法人の現況

第 1 節 基礎的事項

1. 特例民法法人の数

平成 21 年 12 月 1 日現在の特例民法法人数は 23,856 法人であり、うち特例社団法人が 12,308 法人、特例財団法人が 11,548 法人である（図 2-1-1）。

図 2-1-1 特例民法法人数

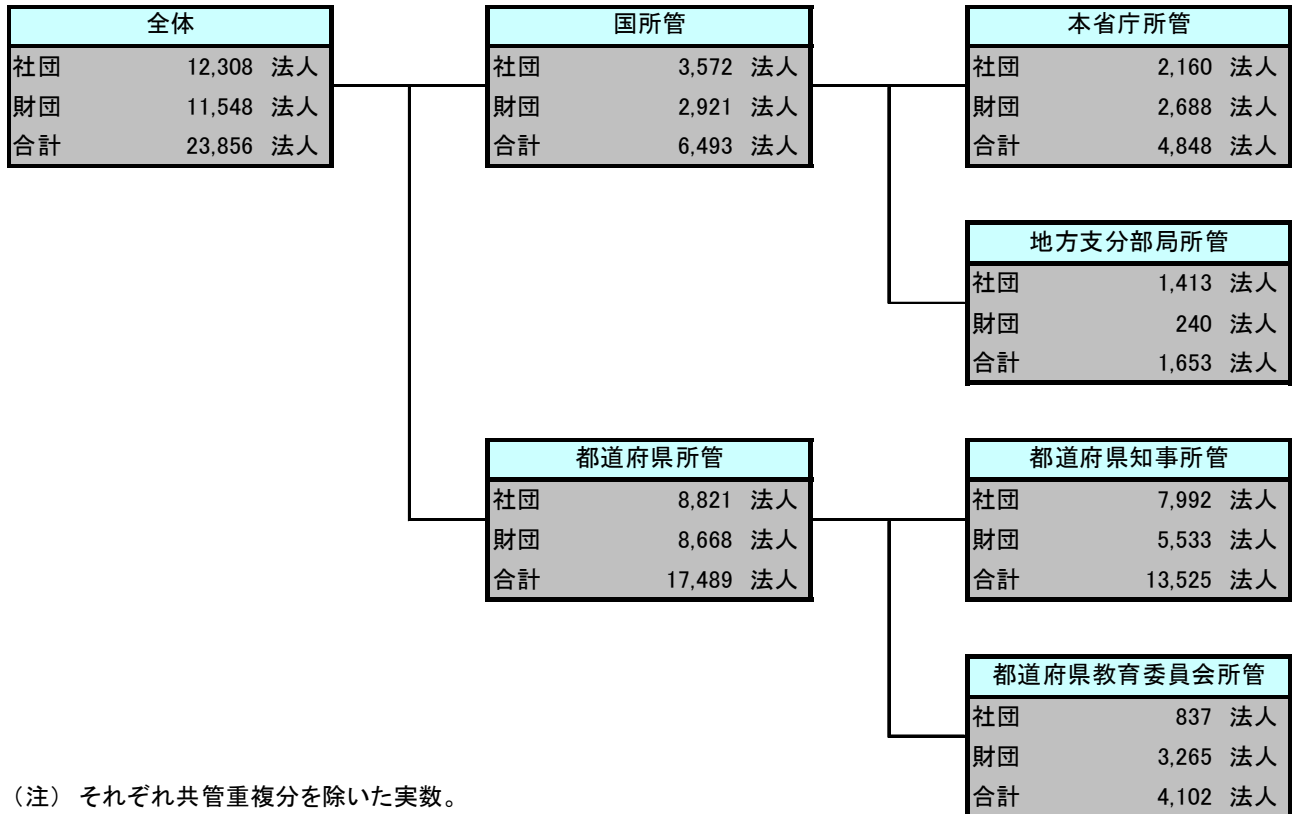


すべての特例民法法人（平成 20 年 12 月 1 日より前は公益法人。以下同じ。）は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1 府 11 省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている特例民法法人があることから、所管官庁ごとの特例民法法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の特例民法法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図 2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表 2-1-3 である。

図2-1-2 所管類型別法人数



(注) それぞれ共管重複分を除いた実数。

表2-1-3 所管官庁別法人数

■総計

	延べ数				実数			
	社団	財団	合計	前年合計	社団	財団	合計	前年合計
国所管	3,767	3,188	6,955	7,088	3,572	2,921	6,493	6,625
都道府県所管	8,829	8,798	17,627	17,963	8,821	8,668	17,489	17,818
合計	12,596	11,986	24,582	25,051	12,308	11,548	23,856	24,317

■国所管

	本省庁			地方支分部局			省庁別合計			省庁別前年合計
	社団	財団	合計	社団	財団	合計	社団	財団	合計	
内閣府	36	42	78	-	-	-	36	42	78	88
警察庁	22	26	48	-	-	-	22	26	48	48
金融庁	34	15	49	78	1	79	112	16	128	130
消費者庁	11	4	15	-	-	-	11	4	15	-
総務省	66	148	214	60	9	69	126	157	283	300
法務省	110	25	135	-	-	-	110	25	135	137
外務省	90	124	214	-	-	-	90	124	214	217
財務省	17	33	50	651	2	653	668	35	703	706
文部科学省	616	1,295	1,911	-	-	-	616	1,295	1,911	1,937
厚生労働省	280	424	704	228	96	324	508	520	1,028	1,061
農林水産省	266	148	414	-	-	-	266	148	414	426
経済産業省	448	337	785	-	-	-	448	337	785	808
国土交通省	300	264	564	405	130	535	704	394	1,098	1,113
環境省	41	48	89	1	2	3	42	50	92	94
防衛省	7	15	22	-	-	-	7	15	22	22
省庁合計	2,160	2,688	4,848	1,413	240	1,653	3,572	2,921	6,493	6,625

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北海道	454	231	685	13	118	131	467	345	812	832
青森県	157	79	236	17	84	101	174	162	336	346
岩手県	165	83	248	14	50	64	179	133	312	315
宮城県	146	107	253	15	54	69	161	161	322	326
秋田県	142	62	204	6	39	45	148	101	249	253
山形県	134	70	204	14	102	116	148	168	316	322
福島県	164	123	287	7	63	70	171	185	356	367
茨城県	173	134	307	5	38	43	178	168	346	347
栃木県	134	91	225	12	60	72	145	141	286	296
群馬県	168	115	283	12	36	48	180	150	330	339
埼玉県	252	133	385	7	43	50	259	173	432	438
千葉県	215	150	365	12	67	79	227	211	438	446
東京都	356	192	548	50	235	285	405	412	817	838
神奈川県	270	206	476	33	100	133	302	299	601	609
新潟県	189	152	341	18	62	80	207	211	418	424
富山県	111	87	198	3	54	57	114	136	250	256
石川県	143	121	264	12	58	70	155	175	330	333
福井県	137	90	227	9	43	52	146	127	273	279
山梨県	100	62	162	8	42	50	108	102	210	215
長野県	185	116	301	40	94	134	225	210	435	444
岐阜県	164	107	271	10	68	78	174	172	346	350
静岡県	217	123	340	151	67	218	365	188	553	567
愛知県	251	170	421	8	97	105	259	263	522	527
三重県	122	79	201	25	50	75	147	123	270	279
滋賀県	125	87	212	6	65	71	131	144	275	283
京都府	173	149	322	19	175	194	192	321	513	521
大阪府	364	300	664	36	157	193	399	454	853	871
兵庫県	206	185	391	39	139	178	245	320	565	578
奈良県	110	140	250	9	35	44	119	175	294	296
和歌山県	110	68	178	37	58	95	147	126	273	285
鳥取県	81	71	152	3	38	41	84	109	193	198
島根県	118	99	217	8	56	64	126	153	279	283
岡山県	182	175	357	5	47	52	186	220	406	411
広島県	179	173	352	20	85	105	199	257	456	458
山口県	187	105	292	15	67	82	202	171	373	380
徳島県	100	68	168	9	20	29	109	88	197	198
香川県	98	94	192	6	57	63	104	148	252	258
愛媛県	99	79	178	12	66	78	111	142	253	257
高知県	120	100	220	13	60	73	133	160	293	298
福岡県	267	189	456	22	134	156	289	323	612	619
佐賀県	95	69	164	8	40	48	103	105	208	211
長崎県	161	102	263	6	37	43	167	138	305	309
熊本県	124	70	194	7	45	52	131	115	246	253
大分県	134	94	228	15	29	44	149	122	271	280
宮崎県	137	72	209	7	33	40	144	105	249	252
鹿児島県	159	82	241	12	61	73	171	142	313	315
沖縄県	114	79	193	22	37	59	136	114	250	256
都道府県合計	7,992	5,533	13,525	837	3,265	4,102	8,821	8,668	17,489	17,818

(注)都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

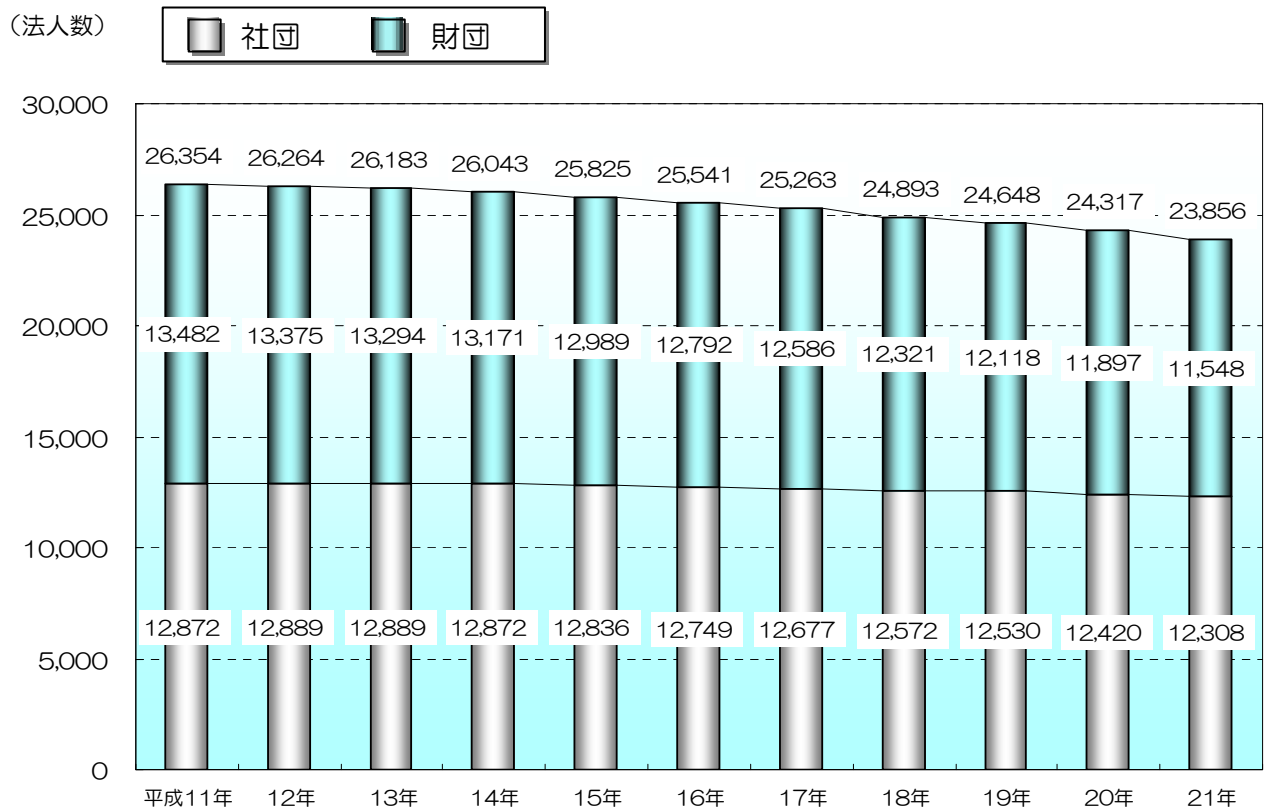
2. 法人数の推移

特例民法法人数(実数)の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人の数は、平成10年の26,380法人をピークに減少に転じ、平成21年12月1日現在の特例民法法人数は、前年12月1日現在の従前の公益法人数に比べ、全体で461法人(1.9%)減少した。

国所管法人は132法人(2.0%)減少し、都道府県所管法人も329法人(1.8%)減少した。なお、このうち新制度の法人に移行した法人は90法人である。

※なお、新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降は特例民法法人が新設されることはない。

図2-1-4 法人数の推移



※各年の数値は、調査年12月1日(平成19年以前については10月1日)現在における法人数である。

2-1 解散法人数

平成11年以降の解散法人数は、表2-1-6のとおり。

表2-1-6 解散法人数

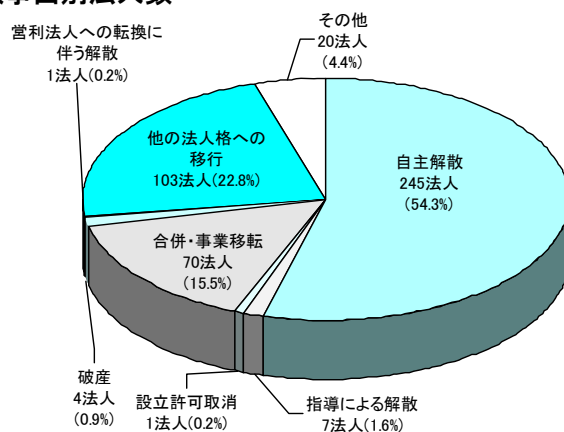
		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
国所管	社団	16	23	30	39	54	85	34	44	35	42	43
	財団	22	21	32	39	44	46	42	48	42	70	85
	合計	38	44	62	78	98	131	76	92	77	112	128
都道府県所管	社団	70	57	87	83	118	76	136	193	97	137	67
	財団	158	179	153	153	226	195	212	260	196	172	256
	合計	228	236	240	236	344	271	348	453	293	309	323
全体	社団	86	80	116	120	170	161	169	217	123	179	110
	財団	180	200	183	192	269	241	253	308	238	242	341
	合計	266	280	299	312	439	402	422	525	361	421	451

※ 各年の数値は、平成19年までは調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの間、平成20年については調査年の前年の10月2日から調査年の12月1日までの間、平成21年については調査年の前年の12月2日から調査年の12月1日までの間における解散法人数。

図2-1-7は、平成21年に解散した451法人について、その解散事由を分類したものである。なお、この分類は、旧民法に規定されていた解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款に定められた解散事由の発生、社員総会の決議のように法人が自らの意思により解散した場合であり、分類した中で最も多く、245法人（54.3%）であった。
- ② 「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導や解散勧告等によって解散した場合（形式的には自主解散と同じになる。）であり、7法人（1.6%）であった。
- ③ 「設立許可取消」とは、所管官庁が旧民法第71条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、1法人（0.2%）であった。
- ④ 「合併・事業移転」とは、法律に基づく合併のほか、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものを含め、70法人（15.5%）であった。
- ⑤ 「破産」とは、破産法〔平成16年法律第75号〕の規定に従い破産手続開始の決定を受け解散した場合であり、4法人（0.9%）であった。
- ⑥ 「営利法人への転換に伴う解散」とは、営利法人に転換したことに伴い解散した場合であり、1法人（0.2%）であった。
- ⑦ 「他の法人格への移行」とは、新制度の公益法人等への移行、社会福祉法人等への組織変更の場合であり、103法人（22.8%）であった。なお、新制度の法人への移行は、公益法人72法人、一般法人18法人であった。
- ⑧ 「その他」とは、地方自治法〔昭和22年法律第67号〕に基づく地縁による団体等への移行の場合であり、20法人（4.4%）であった。

図2-1-7 解散事由別法人数



3. 法人の分類

3-1. 性格別法人数

特例民法法人の中には、法人格を取得する手段が旧民法第34条に限られたために設立を認められた法人や、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていたが、指導監督基準に照らすと公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も存在している。

表2-1-8は、各所管官庁が、公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

表2-1-8 性格別法人数

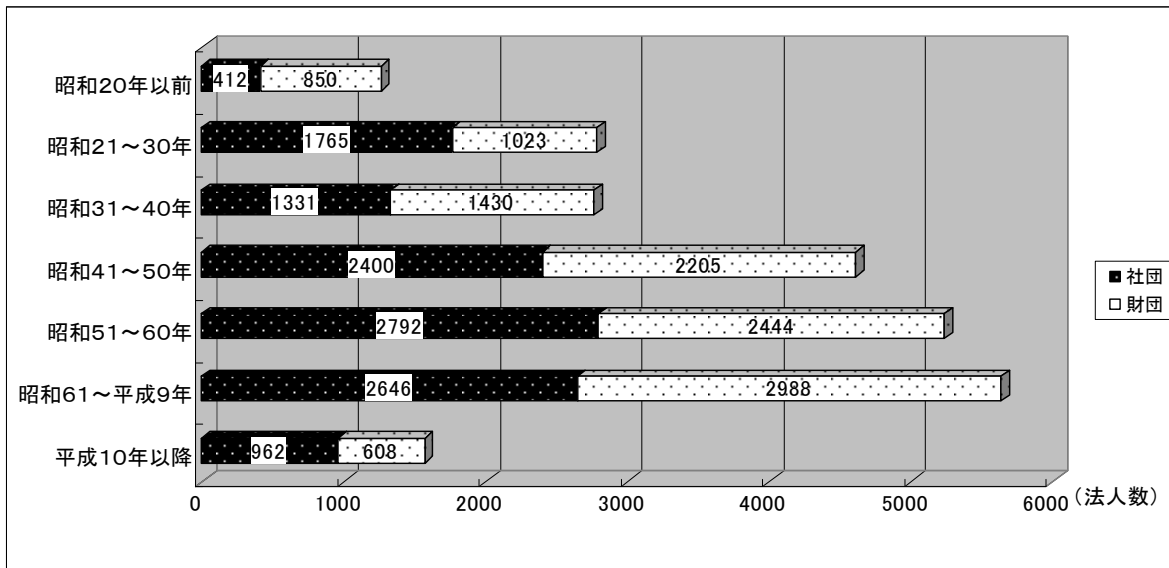
所管官庁	法人数	性格別法人数				
		本公益法人	互助・共済団体等	営利法人等転換候補	その他	
国所管	社団	3,572	3,425	145	1	1
	財団	2,921	2,894	24	1	2
都道府県所管	社団	8,821	6,111	2,628	16	66
	財団	8,668	7,875	699	8	86
合計	法人数	23,856	20,181	3,494	26	155
	比率(%)		84.6	14.6	0.1	0.6

3-2. 設立年代別法人数

設立年代別の法人数及び特例社団法人・特例財団法人の比率を示したものが図2-1-9である。これは、平成21年12月1日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる。

「昭和20年以前」について見ると、明治期設立が198法人、大正期設立が333法人、昭和元年から20年設立が731法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治17年2月21日（旧民法施行前）に設立された特例社団法人報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図2-1-9 設立年代別法人数



3-3. 設立目的別法人数

特例民法法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術・文化、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが表2-1-10である。特例民法法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（24,582法人）に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が13,365法人（54.4%）と最多であり、「教育・学術・文化」が10,337法人（42.1%）、「産業」が6,600法人（26.8%）、「政治・行政」が2,860法人（11.6%）と続いている。

表2-1-10 設立目的別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	24,582	—	3,767	3,188	8,829	8,798
生活一般の小計	13,365	54.4	1,198	1,121	6,232	4,814
家庭生活	174	0.7	8	17	117	32
保健・衛生・医療	3,837	15.6	193	335	2,482	827
体育・レクリエーション	1,597	6.5	178	158	354	907
保 育	177	0.7	4	1	15	157
福祉・援 護	1,824	7.4	93	162	672	897
職業・労働	2,090	8.5	307	118	1,309	356
福利・共済	1,058	4.3	54	144	338	522
居住・生活環境	1,013	4.1	83	68	291	571
安 全	910	3.7	148	59	416	287
その他の生活一般	685	2.8	130	59	238	258
教育・学術・文化の小計	10,337	42.1	1,238	2,549	1,828	4,722
教 育	2,801	11.4	215	418	673	1,495
育英・奨学	1,449	5.9	28	395	56	970
学術・研究	1,879	7.6	383	785	327	384
文化・芸術	1,921	7.8	200	295	205	1,221
報道・出版	302	1.2	134	86	48	34
宗教関係	198	0.8	13	51	19	115
国際交流	1,053	4.3	222	439	172	220
その他の教育学術	734	3.0	43	80	328	283
政治・行政の小計	2,860	11.6	954	403	663	840
政治・行政	267	1.1	52	56	84	75
財政・経済	820	3.3	702	36	66	16
総合計画	83	0.3	12	23	14	34
地方行政	632	2.6	32	55	158	387
自然・環境	487	2.0	45	80	158	204
国際関係	328	1.3	75	135	62	56
その他の政治行政	243	1.0	36	18	121	68
産業の小計	6,600	26.8	1,740	778	2,719	1,363
金融・保険	153	0.6	117	25	3	8
農林水産	1,918	7.8	253	114	927	624
通商産業	1,782	7.2	410	261	700	411
運輸・交通	599	2.4	415	129	39	16
建設	912	3.7	162	52	603	95
通信	191	0.8	98	48	41	4
情報	593	2.4	205	103	177	108
その他の産業	452	1.8	80	46	229	97
合 計	33,162	—	5,130	4,851	11,442	11,739

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

3-4. 事業種別法人数

特例民法法人の設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが表2-1-11である。特例民法法人概況調査では、主たる設立目的の一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は延べ法人数（24,582 法人）に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で 15,310 法人（62.3%）、次に多いのが「振興・奨励」で 12,172 法人（49.5%）、以下、「調査・研究」の 10,895 法人（44.3%）、「普及・広報」の 7,926 法人（32.2%）と続いている。

表2-1-11 事業種別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	24,582	—	3,767	3,188	8,829	8,798
振興・奨励の小計	12,172	49.5	783	2,147	3,349	5,893
振 興	5,337	21.7	451	506	2,179	2,201
助 成 ・ 給 付	4,345	17.7	129	1,216	507	2,493
貸 与	600	2.4	17	88	68	427
表 彰	593	2.4	70	202	108	213
信 用 保 証	96	0.4	18	17	24	37
その他の振興・奨励	1,201	4.9	98	118	463	522
指導・育成の小計	15,310	62.3	2,394	1,445	7,572	3,899
教 育 ・ 訓 練	2,694	11.0	408	333	1,159	794
相 談	1,288	5.2	140	112	607	429
研 修 会 ・ 講 習 会	7,409	30.1	1,317	663	3,866	1,563
その他の指導・育成	3,919	15.9	529	337	1,940	1,113
調査・研究の小計	10,895	44.3	2,958	2,172	3,577	2,188
研 究	4,275	17.4	1,238	962	1,222	853
情 報 の 収 集	2,330	9.5	633	407	847	443
情報資料の作成・分析等	1,055	4.3	328	243	290	194
その他の調査・研究	3,235	13.2	759	560	1,218	698
普及・広報の小計	7,926	32.2	2,404	1,222	2,531	1,769
普 及	4,707	19.1	1,449	624	1,516	1,118
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	893	3.6	337	298	112	146
説 明 会	229	0.9	141	11	57	20
その他の普及・広報	2,097	8.5	477	289	846	485
検査・検定の小計	974	4.0	210	276	269	219
検 査 ・ 検 定	553	2.2	69	144	187	153
資 格 の 付 与 ・ 指 定	184	0.7	101	54	18	11
証 明	113	0.5	21	47	29	16
その他の検査・検定	124	0.5	19	31	35	39
交流の小計	2,612	10.6	529	673	948	462
連 絡	281	1.1	96	27	123	35
国 内 交 流	517	2.1	80	72	275	90
国 際 交 流	1,314	5.3	311	530	236	237
その他の交流	500	2.0	42	44	314	100
共済の小計	983	4.0	53	73	410	447
共 済	590	2.4	35	40	211	304
補 償	134	0.5	10	15	73	36
その他の共済	259	1.1	8	18	126	107
施設の運営の小計	5,770	23.5	147	509	788	4,326
会 館 ・ 施 設 の 建 設	320	1.3	30	43	64	183
会 館 ・ 施 設 の 管 理	2,847	11.6	38	176	351	2,282
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	682	2.8	28	64	129	461
会 館 ・ 施 設 の 公 開	394	1.6	2	46	18	328
その他の施設の運営	1,527	6.2	49	180	226	1,072
その他	2,108	8.6	223	166	1,073	646
合 計	58,750	—	9,701	8,683	20,517	19,849

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

4. 特例社団法人における法律上の社員

社員とは、特例社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

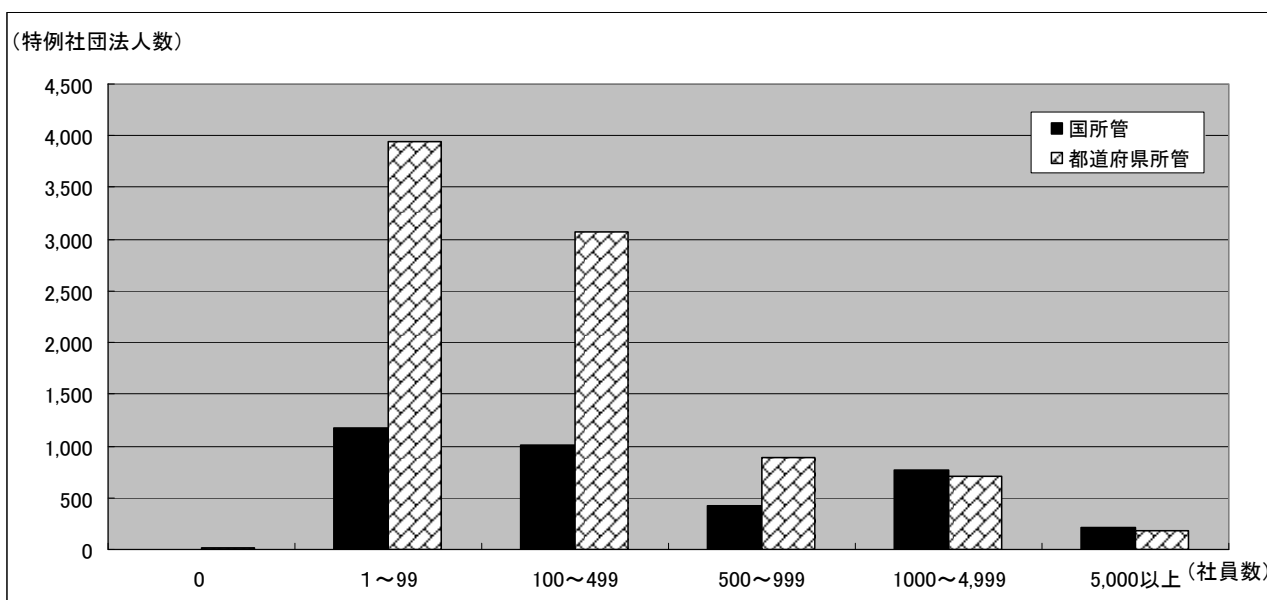
社員数の規模別法人数を示したものが図表2-1-12である。これによると、99社員以下の小規模法人が5,084法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が26法人含まれているが、社員の欠亡は法律上の解散事由に当たるため、所管官庁による指導が必要である。）。5,000社員以上を擁する法人は402法人で、このうち5万社員以上の法人も24法人あった。

1法人当たりの平均社員数は1,054社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値^(注)は148社員であった。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。

図表2-1-12 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4,999社員	5,000社員以上		
国所管	3,572	4	1,167	1,002	422	761	216	6,816,435	1,908
都道府県所管	8,821	22	3,938	3,071	895	709	186	6,194,163	702
合計	12,308	26	5,058	4,064	1,297	1,461	402	12,977,034	1,054
	比率(%)	0.2	41.1	33.0	10.5	11.9	3.3		
前年合計	12,420	26	5,098	4,099	1,311	1,473	413	13,070,290	1,052
	比率(%)	0.2	41.0	33.0	10.6	11.9	3.3		



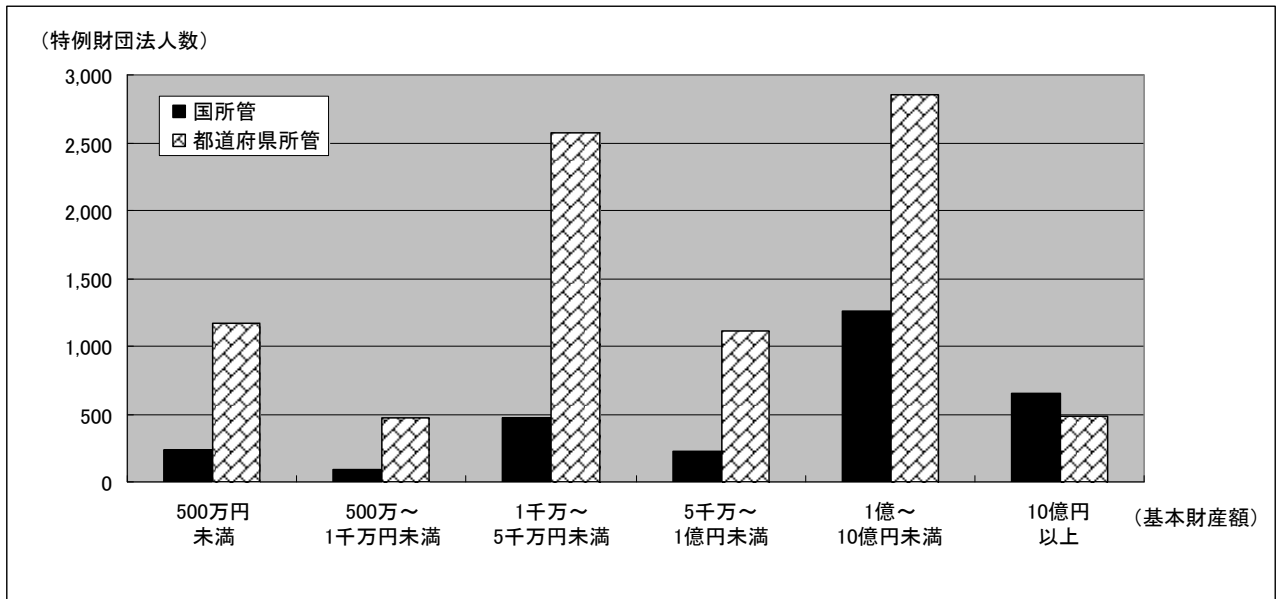
5. 特例財団法人における基本財産

基本財産とは、特例財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-13である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。

図表2-1-13 基本財産規模別法人数

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産合計金額 (百万円)	基本財産平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	2,921	233	89	470	225	1,257	647	3,545,126	1,214
都道府県所管	8,668	1,172	470	2,578	1,111	2,852	485	2,553,524	295
合計	11,548	1,400	556	3,031	1,332	4,098	1,131	6,092,795	528
	比率(%)	12.1	4.8	26.2	11.5	35.5	9.8		
前年合計	11,897	1,471	587	3,120	1,370	4,183	1,166	6,872,734	578
	比率(%)	12.4	4.9	26.2	11.5	35.2	9.8		



第2節 個別事項の分析

1. 役職員の状況

(理事)

理事は、旧民法において法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表2-2-1である。理事の合計は37万57人で、1法人あたりの平均理事数は15.5人、中央値は12人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19人の法人の11,030法人(46.2%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も7,595法人(31.8%)と多く、3番目に多い20～29人の法人と合わせて全体の9割以上がこれらの範囲に収まっている。

表2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	社団	3,572	339	1,177	915	453	238	450	99,857	28.0
	財団	2,921	1,165	1,331	312	77	26	10	37,643	12.9
都道府 県所管	社団	8,821	1,834	4,942	1,481	366	104	94	138,821	15.7
	財団	8,668	4,293	3,628	578	130	30	9	95,742	11.0
合 計		23,856	7,595	11,030	3,257	1,013	398	563	370,057	15.5
		比率(%)	31.8	46.2	13.7	4.2	1.7	2.4		
前 年 合 計		24,317	7,682	11,203	3,385	1,041	416	590	380,138	15.6
		比率(%)	31.6	46.1	13.9	4.3	1.7	2.4		

また、理事の任期について示したものが表2-2-2である。これによると、任期を2年又は2年未満としている法人が21,215法人(88.9%)と、全体の9割近くを占めている。

表2-2-2 理事任期別法人数

所管官庁		法人数	理事任期別法人数			
			任期の定め無し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	3,572	8	108	3,382	74
	財団	2,921	6	17	2,685	213
都道府 県所管	社団	8,821	39	824	7,110	848
	財団	8,668	91	179	7,033	1,365
合 計		23,856	144	1,128	20,087	2,497
		比率(%)	0.6	4.7	84.2	10.5

(常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であり、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営に関わるものである。ただし、経常的な業務の執行は、通常、常勤理事（特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われることが多く、その規模別に法人数を示したものが表2-2-3である。

これによると、常勤理事の合計は18,367人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.8人であった。

常勤理事がない法人が約5割であり、1人又は2人の法人と合わせて全体の9割以上の法人が常勤理事2人以下である。

表2-2-3 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,572	1,310	1,622	377	141	56	66	3,469	1.0
	財団	2,921	820	1,060	526	255	121	139	4,302	1.5
都道府 県所管	社団	8,821	5,677	2,679	299	80	31	55	4,191	0.5
	財団	8,668	4,420	2,893	890	254	114	97	6,530	0.8
合 計		23,856	12,154	8,229	2,077	724	321	351	18,367	0.8
		比率(%)	50.9	34.5	8.7	3.0	1.3	1.5		
前 年 合 計		24,317	12,379	8,397	2,093	741	342	365	18,793	0.8
		比率(%)	50.9	34.5	8.6	3.0	1.4	1.5		

(公務員出身理事)

特例民法法人概況調査においては、原則として、国又は都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が特例民法法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが表2-2-4である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は3,177法人（国所管法人数（6,493法人）の48.9%）の7,926人（国所管法人の全理事数（137,500人）の5.8%）であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は4,926法人（都道府県所管法人数（17,489法人）の28.2%）の12,807人（都道府県所管法人の全理事数（234,563人）の5.5%）であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は1,858法人（国所管法人数（6,493法人）の28.6%）の2,553人（国所管法人の全常勤理事数（7,771人）の32.9%、国家公務員出身理事の32.2%）であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は2,294法人（都道府県所管法人数（17,489法人）の13.1%）の2,839人（都道府県所管法人の全常勤理事数（10,721人）の26.5%、都道府県公務員出身理事（12807人）の22.2%）であった。

表2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国 所 管	社団	3,572	1,569	3,623	1,062	1,292
	財団	2,921	1,608	4,303	796	1,261
	合計	6,493	3,177	7,926	1,858	2,553
都 道 府 県 所 管	社団	8,821	2,039	4,816	1,134	1,248
	財団	8,668	2,887	7,991	1,160	1,591
	合計	17,489	4,926	12,807	2,294	2,839

（所管官庁出身理事）

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表2-2-5である。

表2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁	法人数	所管官庁出身理事			うち常勤		
		法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数	
国所管	社団	3,572	1,375	1	2,869	965	1,165
	財団	2,921	1,335	9	3,155	739	1,153
	合計	6,493	2,710	10	6,024	1,704	2,318
都道府県所管	社団	8,821	1,590	95	3,771	919	1,004
	財団	8,668	2,374	349	6,672	981	1,361
	合計	17,489	3,964	444	10,443	1,900	2,365

国所管法人における所管官庁出身理事は、2,710法人（国所管法人数（6,493法人）の41.7%）の6,024人（国所管法人の全理事数（137,500人）の4.4%、国家公務員出身理事（7,926人）の76.0%）であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、3,964法人（都道府県所管法人数（17,489法人）の22.7%）の10,443人（都道府県所管法人の全理事数（234,563人）の4.5%、都道府県公務員出身理事（12,807人）の81.5%）であった。

また、平成21年12月1日現在国所管法人のうち所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えていた法人は10法人であったが、これらの法人は平成22年5月1日までには超過状態を解消している。

また、都道府県所管法人で3分の1を超えていた法人（平成20年12月1日現在で430法人）は、平成21年12月1日現在で444法人である。

（同一親族・特定企業関係者理事）

指導監督基準

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は185法人（0.8%）、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は234法人（1.0%）であった（表2-2-6）。

表2-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■同一親族理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	
				うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,572	222	2
	財団	2,921	375	17
都道府県所管	社団	8,821	167	15
	財団	8,668	984	151
合計		23,856	1,744	185
		比率(%)	7.3	0.8
前年合計		24,317	1,772	204
		比率(%)	7.3	0.8

■特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	特定企業関係者理事のいる法人数	
				うち特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,572	435	16
	財団	2,921	712	52
都道府県所管	社団	8,821	225	33
	財団	8,668	785	136
合計		23,856	2,137	234
		比率(%)	9.0	1.0
前年合計		24,317	2,211	239
		比率(%)	9.1	1.0

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は5,841法人（全法人の24.5%）であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は3,309法人であった（表2-2-7）。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	
				うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,572	801	178
	財団	2,921	147	22
都道府県所管	社団	8,821	4,019	2,805
	財団	8,668	912	321
合計		23,856	5,841	3,309
		比率(%)	24.5	13.9
前年合計		24,317	5,843	3,361
		比率(%)	24.0	13.8

(監事)

指導監督基準

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、旧民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数を規模別に示したものが表2-2-8である。

これによると、監事の合計は52,392人、1法人当たりの平均は2.2人で、2人の法人が17,546法人(73.5%)と7割以上を占めている。

監事のうち、常勤監事(特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事としている。)として日常業務に携わっている者の合計は343人、常勤監事がある法人数は292法人(全法人数の1.2%)であった〔資料38〕。

また、監事制度がない法人は52法人あった。今後移行する新たな公益法人制度において、財団法人は、監事を必ず置かなければならないとされている。

表2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数							監事合計人数	監事平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上			
国所管	社団	3,572	2	4	122	2,142	1,145	102	55	8,538	2.4
	財団	2,921	0	8	271	2,304	304	19	15	5,948	2.0
都道府県所管	社団	8,821	19	12	229	6,423	1,913	157	68	19,816	2.3
	財団	8,668	31	19	463	6,763	1,250	94	48	18,364	2.1
合計		23,856	52	43	1,073	17,546	4,589	368	185	52,392	2.2
	比率(%)		0.2	0.2	4.5	73.5	19.2	1.5	0.8		
前年合計		24,317	51	38	1,067	17,889	4,704	374	194	53,496	2.2
	比率(%)		0.2	0.2	4.4	73.6	19.3	1.5	0.8		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。
2 合計は共管重複分を除く実数。

(外部監事)

指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的な法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表2-2-9である。

これによると、法人の性格が「互助・共済団体等」である法人は3,494法人であり、そのうち、外部監事を導入していない法人が2,176法人(62.3%)となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入又は一般法人等への移行に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が 「互助・共済団体等」 である法人数	うち外部監事制度	
			がある法人数	がない法人数
国所管	社団	145	127	18
	財団	24	15	9
都道府 県所管	社団	2,628	952	1,676
	財団	699	225	474
合 計		3,494	1,318	2,176
		比率(%)	37.7	62.3
前 年 合 計		3,544	1,313	2,231
		比率(%)	37.0	63.0

(注) 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

(公認会計士等による監査の実施状況)

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管特例民法法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請を行っており、各都道府県においても、同様の要請を行っている。

平成20年度決算ベースで外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は1,063法人、このうち外部監査を受けた法人は793法人(対象法人の74.6%)であった(表2-2-10)。

表2-2-10 公認会計士等による監査を受けた法人数の推移

所管官庁	平成19年				平成20年				平成21年			
	対象法人 数	実施法人 数	割 合	合	対象法人 数	実施法人 数	割 合	合	対象法人 数	実施法人 数	割 合	合
国 所 管	1,131	842	74.4		1,103	822	74.5		1,063	793	74.6	
都道府県所管	1,704	415	24.4		1,726	436	25.3		1,664	434	26.1	
合 計	2,816	1,248	44.3		2,811	1,249	44.4		2,710	1,218	44.9	

(注) 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

(現職公務員理事・監事)

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表2-2-11である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員(公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。)を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は32法人の46人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は2,459法人の5,363人である。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は7法人の8人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は717法人の858人であった。

表2-2-11 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国 所 管	6,493	32	46	7	8	36	54	40	51
都道府県所管	17,489	2,459	5,363	717	858	2,534	6,221	2,596	6,460
合 計	23,856	2,491	5,409	723	866	2,569	6,275	2,636	6,511

- (注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

(現職議員理事)

現職の国会議員及び都道府県議会議員が特例民法法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-12である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は142法人(前年比50法人減)の221人(前年比89人減)であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は655法人(前年比1法人増)の943人(前年比2人減)であった。

表2-2-12 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	現職議員理事		うち常勤		
		法人数	理事数	法人数	常勤理事数	
国所管	社団	3,572	64	98	0	0
	財団	2,921	78	123	0	0
	合計	6,493	142	221	0	0
都道府県所管	社団	8,821	230	274	2	3
	財団	8,668	425	669	4	4
	合計	17,489	655	943	6	7
前年合計	国所管	6,625	192	310	3	6
	都道府県所管	17,818	654	945	12	13

(有給常勤役員の平均年間報酬額)

指導監督基準

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

特例民法法人の定款においては、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員(役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。)に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表2-2-13である。

これによると、有給の役員がいる法人は9,947法人(全法人の41.7%)であり、常勤役員がいる法人数(11,719法人)よりも少なく、無報酬の常勤役員も相当数存在していることが分かる。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,686法人(有給役員がいる法人の37.1%)と最も多く、次いで400万円未満の法人が3,562法人(同35.8%)

であり、800万円未満の法人で7割以上を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も82法人あった。

表2-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,572	1,473	388	876	471	269	77	18
	財団	2,921	1,168	322	442	422	389	163	15
都道府 県所管	社団	8,821	6,032	1,547	1,031	179	21	6	5
	財団	8,668	5,310	1,313	1,365	474	109	53	44
合 計		23,856	13,909	3,562	3,686	1,538	782	297	82
		全法人に占める比率(%)	58.3	14.9	15.5	6.4	3.3	1.2	0.3
		有給役員に占める比率(%)		35.8	37.1	15.5	7.9	3.0	0.8
前 年 合 計		24,317	14,265	3,533	3,691	1,608	826	306	88
		全法人に占める比率(%)	58.7	14.5	15.2	6.6	3.4	1.3	0.4
		有給役員に占める比率(%)		35.1	36.7	16.0	8.2	3.0	0.9

また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均年間報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,537法人（所管官庁出身者がいる法人の43.0%）と最も多い。

表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		※ 法人数	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	966	14	97	406	215	180	51	3
	財団	743	16	43	151	188	223	120	2
都道府 県所管	社団	920	58	350	466	43	2	1	0
	財団	982	110	170	536	146	19	1	0
合 計		3,577	198	654	1,537	588	423	172	5
		全法人に占める比率(%)	5.5	18.3	43.0	16.4	11.8	4.8	0.1
		有給役員に占める比率(%)		19.4	45.5	17.4	12.5	5.1	0.1

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

（職員）

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-15である。職員の合計は55万4,144人、1法人当たりの平均は23.2人、中央値は4人である。

規模別には、2～9人の法人が10,585法人（44.4%）と半数近くを占める。しかしながら、職員が1人の法人が4,114法人、職員がいない法人が2,816法人である一方、100人以上の職員がいる法人は943法人（4.0%）あり、500人以上の職員がいる法人も166法人あった。

特例民法法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は47万293人であり〔資料45〕、全職員数の約84.9%が常勤職員である。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁	法人数	職員規模別法人数						職員合計人数	職員平均人数	
		0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上			
国所管	社団	3,572	165	456	2,094	716	68	73	80,078	22.4
	財団	2,921	183	384	1,233	719	178	224	128,851	44.1
都道府県所管	社団	8,821	1,065	1,965	4,184	1,314	148	145	100,381	11.4
	財団	8,668	1,425	1,315	3,094	1,846	472	516	251,428	29.0
合計		23,856	2,816	4,114	10,585	4,539	859	943	554,144	23.2
	比率(%)		11.8	17.2	44.4	19.0	3.6	4.0		
前年合計		24,317	2,842	4,197	10,819	4,640	870	949	564,034	23.2
	比率(%)		11.7	17.3	44.5	19.1	3.6	3.9		

（評議員）

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-16である。特例財団法人のうち、評議員（会）制度を設けているのは9,618法人（83.3%）であった。このうち、国所管の特例財団法人では2,884法人（98.7%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の特例財団法人では6,773法人（78.1%）にとどまっている。

表2-2-16 評議員規模別法人数

所管官庁	法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員合計人数	評議員平均人数	
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上			
国所管	2,921	2,884	604	1,323	513	195	104	145	56,550	19.6	
都道府県所管	8,668	6,773	1,870	3,044	953	394	211	301	120,653	17.8	
全体		11,548	9,618	2,470	4,351	1,458	582	313	444	176,226	18.3
	比率(%)		83.3	25.7	45.2	15.2	6.1	3.3	4.6		
前年合計		11,897	9,861	2,488	4,424	1,532	603	338	476	183,600	18.6
	比率(%)		82.9	25.2	44.9	15.5	6.1	3.4	4.8		

（注）1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。
2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

特例財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-17である。

また、特例財団法人の評議員数と理事数の関係を示したものが表2-2-18である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-17 特例財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員制度有り法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1以下	2分の1超	
		0%	0%超25%以下	25%超50%以下	50%超75%以下	75%超100%未満	100%		単管	共管
国所管	2,884	1,909	660	306	7	0	2	2,875	7	2
都道府県所管	6,773	5,376	1,009	255	35	33	65	6,640	130	3
合計	9,618	7,264	1,656	556	42	33	67	9,476	137	5
	比率(%)	75.5	17.2	5.8	0.4	0.3	0.7			

表2-2-18 特例財団法人の評議員数と理事数の関係

		総数	理事数					
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
	総数	11,548	5,454	4,935	882	202	56	19
評議員数	制度なし	1,930	1,047	786	81	13	2	1
	0~9人	2,470	2,193	261	12	3	1	0
	10~19人	4,351	1,889	2,390	63	7	1	1
	20~29人	1,458	234	931	281	11	0	1
	30~39人	582	49	297	178	57	1	0
	40~49人	313	21	135	93	35	27	2
	50人以上	444	21	135	174	76	24	14

注) 評議員制度の有無が不詳は、「制度なし」に含む。

2. 財務・会計の状況

(年間収入額)

特例民法法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（旧民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表2-2-19である。これによると、年間収入額の合計は18兆281億円である。他方、少数ながらも収入規模の大きい法人も存在するため、一法人当たりの平均年間収入額は7億5,707万円となり、中央値の5,671万円と大きく隔たっている。

規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が6,327法人（26.6%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が5,799法人（24.4%）、1千万円未満が5,096法人（21.4%）と続く。

表2-2-19 年間収入額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入合計金額 (百万円)	年間収入平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,569	276	1,083	666	1,038	220	286	3,734,909	1,046
	財団	2,916	310	553	354	808	297	594	6,483,191	2,223
都道府県所管	社団	8,806	2,146	2,827	981	2,070	403	379	2,234,359	254
	財団	8,648	2,393	1,869	880	1,948	572	986	5,666,184	655
合 計		23,813	5,096	6,327	2,875	5,799	1,488	2,228	18,028,078	757
	比率(%)		21.4	26.6	12.1	24.4	6.2	9.4		
前 年 合 計		24,317	5,253	6,249	2,968	5,964	1,518	2,365	17,752,905	730
	比率(%)		21.6	25.7	12.2	24.5	6.2	9.7		

※ 特例民法法人は、従来、資金収支ベースで財務・会計書類を作成してきたところである。概況調査では、大多数の法人が適用している資金収支ベースの調査項目となっている。平成20年4月に公表された公益法人会計基準を先行的に適用した法人（43法人）については損益ベースで財務・会計書類を作成しており、本節の「2. 財務・会計の状況」の集計から除外した。

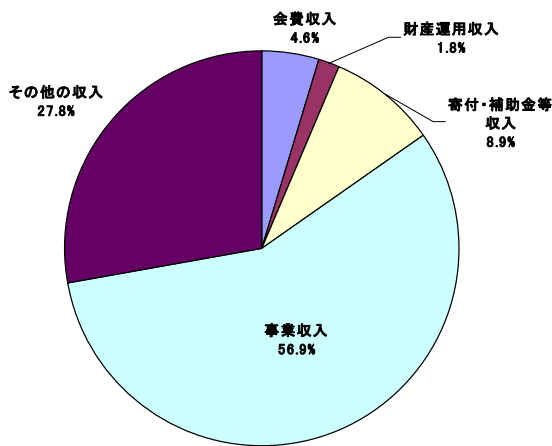
年間収入の構成を示したものが図表2-2-20である。特例社団法人、特例財団法人の双方において事業収入が年間収入の5割以上と最も多くを占めている。また、特例社団法人、特例財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は特例社団法人は10.2%、特例財団法人は8.3%である。

図表2-2-20 年間収入構成

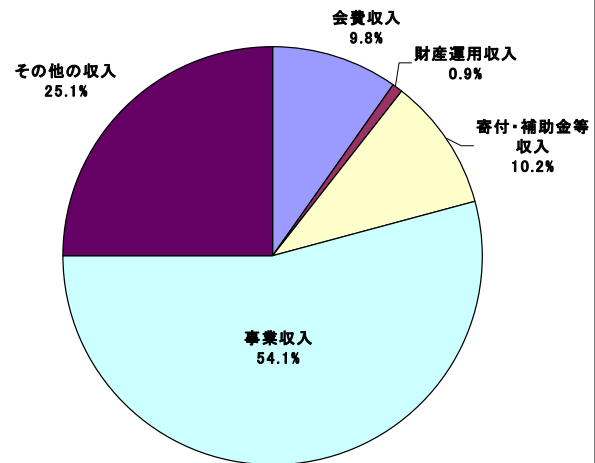
(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	うち					事業収入	その他の収入	合計
						国から	都道府県から	市区町村から	独立行政法人等から	その他			
国所管	社団	364,090	32,059	16,452	375,053	193,996	38,318	2,741	112,597	27,404	1,912,335	1,034,657	3,734,909
	財団	120,917	142,834	232,493	282,695	136,140	49,215	12,004	32,593	52,750	3,783,074	1,921,499	6,483,191
都道府県所管	社団	217,420	21,428	5,338	208,756	22,038	52,977	52,054	49,338	32,595	1,326,234	458,007	2,234,359
	財団	129,311	131,048	72,271	411,931	25,115	209,134	156,301	4,620	16,760	3,308,261	1,606,368	5,666,184
合計		830,754	327,049	326,015	1,275,533	377,059	348,426	222,499	198,909	128,894	10,255,573	5,009,041	18,028,078
比率(%)		4.6	1.8	1.8	7.1	2.1	1.9	1.2	1.1	0.7	56.9	27.8	100.0

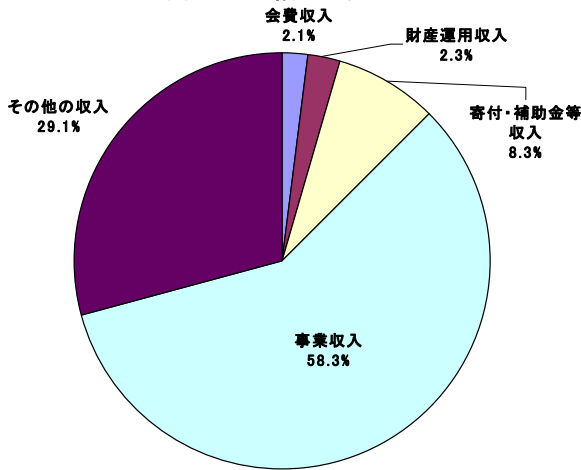
年間収入構成(合計)



年間収入構成(社団)



年間収入構成(財団)



(年間支出額)

特例民法法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（特例民法法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表2-2-21である。これによると、年間支出額の合計は17兆8,318億円、1法人当たりの平均は7億4,883万円、中央値は5,745万円であった。

年間支出の構成状況を示したものが図表2-2-22である。事業費が66.6%と大きな割合を占めている一方、管理費は7.0%となっている。

表2-2-21 年間支出額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間支出額の規模別法人数						年間支出 合計金額 (百万円)	年間支出 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,569	268	1,086	665	1,047	218	285	3,680,124	1,031
	財団	2,916	287	547	363	817	305	597	6,341,846	2,175
都道府 県所管	社団	8,806	2,137	2,826	997	2,066	405	375	2,240,655	254
	財団	8,648	2,370	1,876	880	1,953	588	981	5,659,786	654
合 計		23,813	5,033	6,330	2,900	5,818	1,511	2,221	17,831,814	749
	比率(%)		21.1	26.6	12.2	24.4	6.3	9.3		
前 年 合 計		24,317	5,285	6,234	2,944	6,006	1,488	2,360	17,917,490	737
	比率(%)		21.7	25.6	12.1	24.7	6.1	9.7		

(公益法人の事業)

指導監督基準

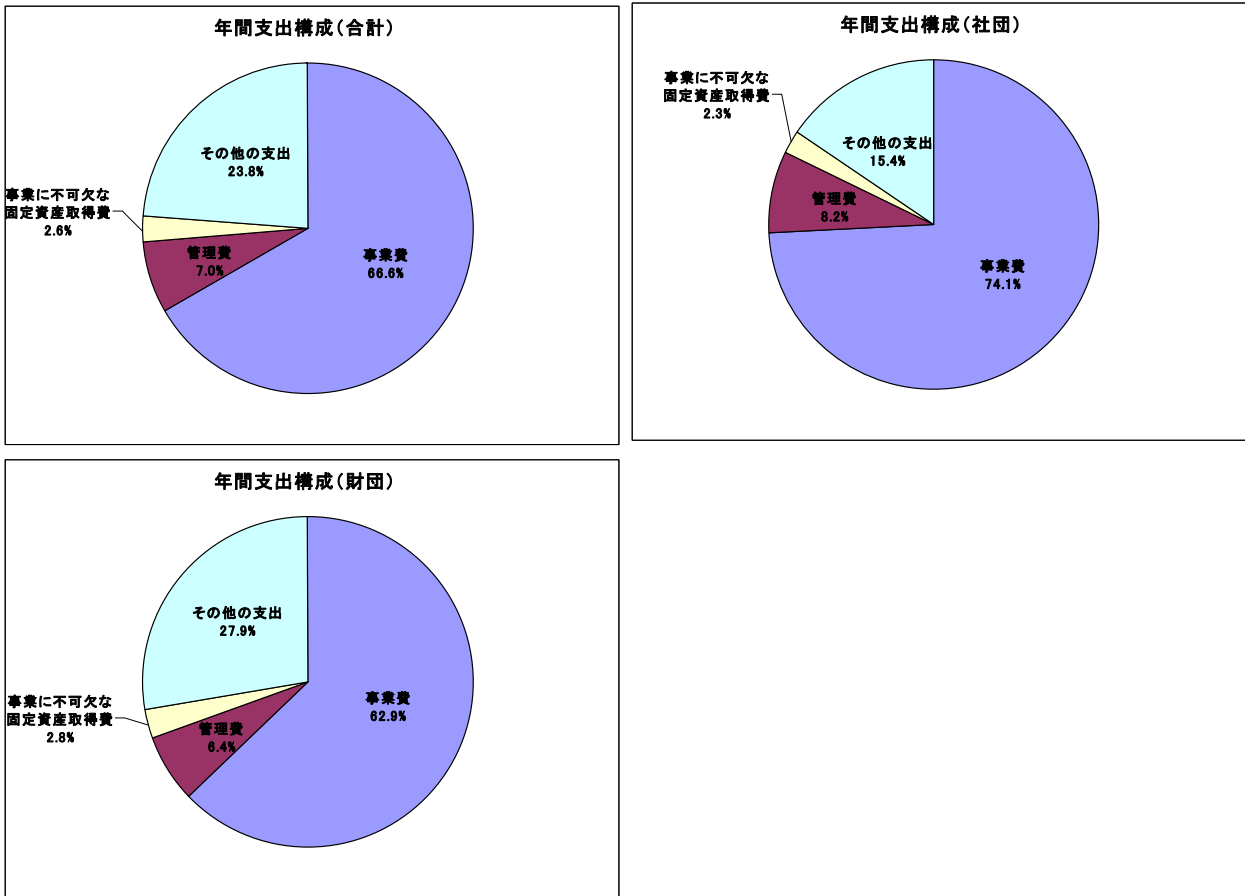
公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

図表2-2-22 年間支出構成

(百万円)

		事 業 費	管 理 費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合 計
国所管	社団	2,871,124	217,571	78,812	512,653	3,680,124
	財団	4,132,802	315,248	142,247	1,752,526	6,341,846
都道府 県所管	社団	1,517,689	268,803	57,968	398,675	2,240,655
	財団	3,425,957	457,532	195,420	1,583,117	5,659,786
合 計		11,879,164	1,251,174	467,034	4,240,174	17,831,814
比率(%)		66.6	7.0	2.6	23.8	100.0
前 年 合 計		12,202,355	1,335,330	456,929	4,317,153	17,917,490
比率(%)		68.1	7.5	2.6	24.1	100.0



特例民法法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は 10,434 法人で全法人の 43.8%であった（表2-2-23）。

表2-2-23 特例民法法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	特例民法法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数				50%以上法人数合計
			25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	
国所管	社団	3,569	442	1,176	1,587	364	1,951
	財団	2,916	510	843	1,152	411	1,563
都道府県所管	社団	8,806	2,608	2,606	2,035	1,557	3,592
	財団	8,648	3,242	2,010	1,924	1,472	3,396
合計		23,813	6,772	6,607	6,658	3,776	10,434
		比率(%)	28.4	27.7	28.0	15.9	43.8
前年合計		24,317	7,191	6,875	6,408	3,843	10,251
		比率(%)	29.6	28.3	26.4	15.8	42.2

（管理費）

指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の2分の1以下となっている法人は21,936法人で全法人の92.1%であった（表2-2-24）。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-24 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数				50%以下 法人数合計	
		25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超		
国所管	社団	3,569	2,293	1,124	105	47	3,417
	財団	2,916	2,449	407	46	14	2,856
都道府 県所管	社団	8,806	5,495	2,535	644	132	8,030
	財団	8,648	6,462	1,295	577	314	7,757
合 計		23,813	16,608	5,328	1,370	507	21,936
	比率(%)		69.7	22.4	5.8	2.1	92.1
前 年 合 計		24,317	16,658	5,614	1,481	564	22,272
	比率(%)		68.5	23.1	6.1	2.3	91.6

（指導監督基準上の収益事業）

指導監督基準

公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

特例民法法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和40年政令第97号〕に定められた課税対象となる34業種（平成20年4月30日に法人税法施行令が改正され、課税対象が1業種追加され34業種となった。）を指すものであり、その目的は問わないものである。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-25である。これによ

ると、収益事業収入のない法人が18,140法人で、全法人の4分の3を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は1兆494億円（前年比521億円減）であり、1法人当たりの平均金額は4,407万円であった。また、収益事業収入のある法人における中央値は1,809万円であった。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で8,386億円であり、収入が支出を2,108億円上回っている。

表2-2-25 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)
			0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	社団	3,569	2,720	439	222	75	87	26	68,380	19
	財団	2,916	2,335	170	166	68	115	62	175,100	60
都道府県所管	社団	8,806	6,844	897	517	194	267	87	237,771	27
	財団	8,648	6,339	803	604	261	426	215	573,793	66
合計		23,813	18,140	2,303	1,500	592	891	387	1,049,442	44
		比率(%)	76.2	9.7	6.3	2.5	3.7	1.6		
前年合計		24,317	18,582	2,276	1,562	579	905	413	1,101,514	45
		比率(%)	76.4	9.4	6.4	2.4	3.7	1.7		

■収益事業費規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)
			0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	社団	3,569	2,811	423	188	60	68	19	54,697	15
	財団	2,916	2,409	140	164	62	95	46	118,710	41
都道府県所管	社団	8,806	7,268	671	426	161	214	66	190,014	22
	財団	8,648	6,746	638	502	210	377	175	478,672	55
合計		23,813	19,134	1,865	1,269	491	750	304	838,615	35
		比率(%)	80.4	7.8	5.3	2.1	3.1	1.3		
前年合計		24,317	19,496	1,921	1,309	505	763	323	867,704	36
		比率(%)	80.2	7.9	5.4	2.1	3.1	1.3		

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合				50%以下 法人数計
			25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%以上	
国所管	社団	3,569	3,454	73	34	8	3,527
	財団	2,916	2,814	58	32	12	2,872
都道府県所管	社団	8,806	8,170	328	205	103	8,498
	財団	8,648	7,945	318	209	176	8,263
合計		23,813	22,262	773	479	299	23,035
		比率(%)	93.5	3.2	2.0	1.3	96.7
前年合計		24,317	22,770	786	461	300	23,556
		比率(%)	93.6	3.2	1.9	1.2	96.9

（法人税法上の収益事業）

特例民法法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表2-2-27である。これによると、9,775法人（41.0%）が法人税法上の収益事業を行っている。

表2-2-27 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業届出なし法人数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届出合計金額 (百万円)	収益事業届出平均金額 (百万円)
				0	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,569	1,540	75	51	629	823	356	95	851,890	420
	財団	2,916	1,401	92	36	163	428	503	293	1,757,849	1,160
都道府県所管	社団	8,806	6,109	336	146	563	1,016	560	76	528,980	196
	財団	8,648	5,060	364	122	591	1,087	1,073	351	2,216,590	618
合計		23,813	14,038	865	355	1,939	3,343	2,472	801	5,298,122	542
		比率(%)	59.0	3.6	1.5	8.1	14.0	10.4	3.4		
前年合計		24,317	14,471	582	367	1,962	3,459	2,629	847	4,643,654	472
		比率(%)	59.5	2.4	1.5	8.1	14.2	10.8	3.5		

（注） 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

特例民法法人が法人税法施行令に定められた34業種のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-28である。特例民法法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社団	財団	合計		社団	財団	合計
物品販売業	1,285	1,409	2,694	代理業	803	87	890
不動産販売業	4	11	15	仲立業	35	20	55
金銭貸付業	8	60	68	問屋業	6	3	9
物品貸付業	33	102	135	鋳業	1	0	1
不動産貸付業	571	873	1,444	土石採取業	3	3	6
製造業	25	58	83	浴場業	4	58	62
通信業	17	29	46	理容業	2	3	5
運送業	11	11	22	美容業	0	1	1
倉庫業	0	6	6	興行業	113	332	445
請負業	1,518	1,498	3,016	遊技所業	35	67	102
印刷業	24	20	44	遊覧所業	9	31	40
出版業	598	500	1,098	医療保健業	554	368	922
写真業	16	23	39	技芸教授業	130	220	350
席貸業	135	314	449	駐車場業	126	341	467
旅館業	41	319	360	信用保証業	7	8	15
飲食店業	59	297	356	無体財産提供業	66	59	125
周旋業	84	38	122	労働者派遣業	10	1	11
				合計	6,333	7,170	13,503

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-29である。これによると、資産額の合計は62兆23億円、1法人当たりの平均は26億372万円、中央値は1億1,054万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。

表2-2-29 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数						資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,569	352	1,028	571	974	234	410	21,649,159	6,066
	財団	2,916	79	197	163	781	447	1,249	20,952,690	7,185
都道府県所管	社団	8,806	2,083	2,851	1,150	1,725	394	603	5,873,385	667
	財団	8,648	414	1,405	1,182	3,081	904	1,662	13,654,480	1,579
合計		23,813	2,919	5,439	3,053	6,526	1,975	3,901	62,002,298	2,604
	比率(%)		12.3	22.8	12.8	27.4	8.3	16.4		
前年合計		24,317	3,014	5,453	3,167	6,673	2,026	3,984	60,469,488	2,487
	比率(%)		12.4	22.4	13.0	27.4	8.3	16.4		

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、負債額の合計は42兆1,246億円、1法人当たりの平均は17億6,898万円、中央値は779万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が12,919法人（54.3%）、1千万円以上5千万円未満の法人が4,877法人（20.5%）と7割以上の法人が5千万円未満であった。

表2-2-30 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,569	1,600	977	315	437	63	177	18,402,231	5,156
	財団	2,916	1,217	511	245	500	145	298	12,659,277	4,341
都道府県所管	社団	8,806	5,425	1,870	527	620	139	225	4,063,355	461
	財団	8,648	4,729	1,555	540	973	247	604	7,051,767	815
合計		23,813	12,919	4,877	1,614	2,516	588	1,299	42,124,598	1,769
	比率(%)		54.3	20.5	6.8	10.6	2.5	5.5		
前年合計		24,317	13,104	4,967	1,702	2,565	645	1,334	40,152,765	1,651
	比率(%)		53.9	20.4	7.0	10.5	2.7	5.5		

(正味財産額)

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことである。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、正味財産額の合計は19兆9,980億円、1法人当たりの平均は8億3,979万円、中央値は7,922万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が10,033法人(42.1%)と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も2,994法人(12.6%)あり、100億円以上の正味財産を有する法人も320法人ある。

表2-2-31 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,569	603	1,120	520	843	178	305	3,246,189	910
	財団	2,916	131	221	179	842	447	1,096	8,418,215	2,887
都道府 県所管	社団	8,806	2,795	2,853	971	1,453	348	386	1,808,656	205
	財団	8,648	689	1,682	1,210	2,949	891	1,227	6,600,305	763
合 計		23,813	4,183	5,850	2,865	6,064	1,857	2,994	19,997,981	840
	比率(%)		17.6	24.6	12.0	25.5	7.8	12.6		
前 年 合 計		24,317	4,315	5,924	2,962	6,171	1,893	3,052	20,642,034	849
	比率(%)		17.7	24.4	12.2	25.4	7.8	12.6		

(正味財産増減額)

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。特例民法法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額(正味財産増減額)を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産増減額の合計は3,713億円減少、1法人当たりの平均は1,559万円減少、中央値は0円であった。

表2-2-32 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合 計金額 (百万円)	正味財産増 減平均金額 (百万円)	
		減少		一定又は増加						
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上			
国所管	社団	3,569	479	1,299	520	810	365	96	-16,098	-5
	財団	2,916	958	604	231	422	454	247	-408,367	-140
都道府 県所管	社団	8,806	640	3,385	2,056	1,899	697	129	-2,563	0
	財団	8,648	1,255	2,654	1,686	1,720	1,000	333	56,751	7
合 計		23,813	3,317	7,873	4,486	4,836	2,501	800	-371,290	-16
	比率(%)		13.9	33.1	18.8	20.3	10.5	3.4		
前 年 合 計		24,317	3,007	7,551	4,678	5,158	2,923	1,000	536,483	22
	比率(%)		12.4	31.1	19.2	21.2	12.0	4.1		

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
 なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとす。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

特例民法法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、特例民法法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではない。)

特例民法法人の事業については、本来、単年度で大幅な黒字となるものではなく、その財産については、基本的に、公益事業の実施など公益目的に使用することが求められる。したがって、特例民法法人が内部留保を過大に有することは適当ではないことから、指導監督基準では、内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされている。

内部留保額の状況を示したものが表2-2-33である。これによると、内部留保額の合計はマイナス5,157億円、1法人当たりの平均はマイナス2,165万円、中央値は997万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の特例民法法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各特例民法法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると思われる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、指導監督基準の趣旨を踏まえ、内部留保に係る財産が公益目的に使用されるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表2-2-34である。これによると、30%以下の水準にある法人は13,822法人(58.0%)であった。

表2-2-33 内部留保額規模別法人数

所管官庁		法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
			-1千万円 以下	-1千万円 以上 0円 未満	0円 以上 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円以上		
国所管	社団	3,569	127	111	196	1,056	1,502	577	217,732	61
	財団	2,916	226	70	151	546	1,117	806	-32,484	-11
都道府 県所管	社団	8,806	464	339	1,055	3,065	3,024	859	-190,252	-22
	財団	8,648	933	365	1,044	2,248	2,801	1,257	-516,893	-60
合 計		23,813	1,742	881	2,413	6,883	8,411	3,483	-515,663	-22
		比率(%)	7.3	3.7	10.1	28.9	35.3	14.6		
前 年 合 計		24,317	1,836	883	2,471	7,026	8,553	3,548	-208,692	-9
		比率(%)	7.6	3.6	10.2	28.9	35.2	14.6		

表2-2-34 内部留保の水準別法人数

所管官庁		法人数	内部留保の水準別法人数			
			30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国所管	社団	3,569	2,351	988	218	12
	財団	2,916	1,859	714	307	36
都道府 県所管	社団	8,806	4,856	2,224	1,529	197
	財団	8,648	4,836	1,560	1,730	522
合 計		23,813	13,822	5,462	3,763	766
		比率(%)	58.0	22.9	15.8	3.2
前 年 合 計		24,317	14,154	5,523	3,774	866
		比率(%)	58.2	22.7	15.5	3.6

(注)1 内部留保の水準 = $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{固定資産取得費}} \times 100$

2 事業費+管理費+固定資産取得費=0となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。

3 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

1. 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
2. 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
3. 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
4. 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は特例財団法人において基本財産として寄附された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されている。また、株式の保有が認められる場合であっても、特例民法法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-35である。株式を保有していない法人が22,147法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,709法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が416法人、基本財産として保有している財団法人が877法人、法律による指定で保有している法人数が9法人、その他の理由で保有している法人が603法人であった。

表2-2-35 株式の保有状況別法人数

所管官庁		全法人数			財団法人のみ対象		全法人（社団法人+財団法人）が対象					
		全法人数	保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合(対財団法人%)	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)	その他	割合(%)
国所管	社 団	3,572	3,418	95.7	-	-	26	0.7	1	0.0	130	3.6
	財 団	2,921	2,403	82.3	365	12.5	164	5.6	2	0.1	74	2.5
	合 計	6,493	5,821	89.7	365	-	190	2.9	3	0.0	204	3.1
都道府県所管	社 団	8,821	8,553	97.0	-	-	56	0.6	3	0.0	217	2.5
	財 団	8,668	7,894	91.1	512	5.9	171	2.0	3	0.0	186	2.1
	合 計	17,489	16,447	94.0	512	-	227	1.3	6	0.0	403	2.3
全体	社 団	12,308	11,889	96.6	-	-	82	0.7	4	0.0	344	2.8
	財 団	11,548	10,258	88.8	877	7.6	334	2.9	5	0.0	259	2.2
	合 計	23,856	22,147	92.8	877	-	416	1.7	9	0.0	603	2.5
前年全体合計		24,317	22,586	92.9	888	-	429	1.8	10	0.0	609	2.5

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、閣議決定のあった平成8年の時点で株式を保有していた法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについては、保有している法人名、保有している理由など、その実態を明らかにすることとされている。これに基づき、平成21年12月1日現在で処分が困難な株式等を保有している特例民法法人を調査した結果は、資料63のとおりである。

(情報公開の状況)

指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する特例民法法人が情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は87.9%であった(表2-2-36)。

表2-2-36 情報公開の状況

(%)

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成20年度書類						平成21年度書類		平均	
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.4	99.4	98.3	97.8	97.7	98.2	98.1	92.9	98.3	98.2	97.7
	財団	98.9	99.2	96.5	94.8	95.9	96.3	95.9	-	96.1	95.8	96.6
	合計	99.2	99.3	97.5	96.4	96.9	97.3	97.1	92.9	97.3	97.1	97.0
都道府県所管	社団	90.4	91.9	86.1	85.0	76.5	81.1	83.5	75.6	86.6	85.6	84.2
	財団	90.2	89.8	86.1	85.0	79.1	83.3	85.0	-	85.8	85.7	85.6
	合計	90.3	90.8	86.1	85.0	77.8	82.2	84.2	75.6	86.2	85.6	84.4
全体	社団	93.0	94.0	89.6	88.6	82.5	85.9	87.6	80.5	89.9	89.1	88.2
	財団	92.4	92.1	88.7	87.4	83.3	86.5	87.7	-	88.3	88.2	88.1
	合計	92.7	93.1	89.1	88.0	82.9	86.2	87.6	80.5	89.1	88.7	87.9
前年全体合計		92.7	93.1	88.8	87.7	82.1	85.6	87.2	79.7	88.4	87.9	87.4

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は所管特例民法法人に対し、最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請している。また、都道府県においても、同様の要請が行われている。

平成21年12月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-37である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は88.8%（前年比3.0ポイント増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は57.9%（前年比4.2ポイント増）であった。

表2-2-37 ホームページの開設及び項目別掲載状況

(%)

所管官庁	法人種別	法人数	開設法人数		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書
			割合(%)											
国所管	社団	3,572	3,245	90.8	79.6	82.5	76.6	75.8	73.8	75.8	72.6	55.7	76.5	75.6
	財団	2,921	2,519	86.2	74.6	78.6	72.0	68.7	70.6	71.4	68.5	-	70.8	68.9
	合計	6,493	5,764	88.8	77.4	80.7	74.5	72.6	72.4	73.8	70.8	55.7	73.9	72.6
都道府県所管	社団	8,821	5,619	63.7	23.7	34.3	20.3	17.3	15.4	16.4	15.4	19.8	22.1	17.1
	財団	8,668	4,510	52.0	29.5	30.7	27.6	26.1	26.6	27.8	25.3	-	27.8	26.2
	合計	17,489	10,129	57.9	26.6	32.5	23.9	21.6	21.0	22.1	20.3	19.8	24.9	21.6
全体	社団	12,308	8,781	71.3	39.4	47.8	36.1	33.7	31.8	33.1	31.4	29.9	37.4	33.5
	財団	11,548	6,995	60.6	40.7	42.7	38.7	36.7	37.6	38.7	36.1	-	38.5	36.9
	合計	23,856	15,776	66.1	40.0	45.3	37.4	35.2	34.6	35.8	33.7	29.9	37.9	35.1
前年全体合計		24,317	15,135	62.2	37.0	41.9	34.6	32.3	31.7	32.8	30.9	27.8	35.1	32.3

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表2-2-38である。

表2-2-38 所管官庁への書類提出状況

(%)

所管官庁	法人種別	平成20年度書類						平成21年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	99.2	98.9	98.5	99.2	99.2	94.0	99.2	99.1	98.4
	財団	97.9	97.2	97.6	97.9	97.8	-	97.9	97.8	97.9
	合計	98.6	98.1	98.1	98.6	98.5	94.0	98.6	98.5	98.1
都道府県所管	社団	96.9	96.3	84.0	90.7	94.3	82.2	96.5	96.5	92.3
	財団	95.7	95.4	87.0	92.2	94.8	-	94.7	95.4	93.6
	合計	96.3	95.8	85.5	91.5	94.5	82.2	95.6	96.0	92.1
全体	社団	97.6	97.1	88.3	93.2	95.8	85.7	97.3	97.3	94.0
	財団	96.2	95.9	89.8	93.7	95.6	-	95.5	96.0	94.9
	合計	96.9	96.5	89.1	93.5	95.7	85.7	96.4	96.7	93.8
前年全体合計		96.6	96.1	88.2	92.9	95.2	84.8	96.0	96.2	93.3

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(立入検査の実施状況)

所管官庁は、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、特例民法法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められている。

表2-2-39は、平成21年度特例民法法人概況調査によって集められた平成20年度までのデータ（平成21年12月1日現在）に基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

表2-2-39 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	18年度	19年度	20年度	18~20年度
国所管合計	41.1	43.3	39.1	96.5
都道府県所管合計	31.8	33.0	28.1	72.5
全体	34.4	35.9	31.2	79.3

(注)1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「18年度」は平成18年度法人数（平成18年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「19年度」は平成19年度法人数（平成19年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「20年度」は平成20年度法人数（平成20年12月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「18~20年度」（3年間に1度以上実施）は平成21年度法人数（延べ数）を用いて割合を計算。

同申合せに基づき、平成21年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-40である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ2,759法人で、延べ所管法人数全体（6,954法人）の39.7%であった。このうち改善すべき点があった法人数は1,377法人（立入検査を実施した法人の49.9%）であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆ 内部留保の水準が高い
- ◆ 事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆ 情報公開対応が適切に行われていない
- ◆ 同一業界理事が2分の1以上

また、平成19年度から21年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ6,808法人で、延べ所管法人数全体（6,954法人）の97.9%であった。

各府省においては、同申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表2-2-40 平成21年度における国所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

(平成22年3月31日現在)

府 省 名	所管法人数	平成21年度立入検査実施法人数		平成19年度～21年度立入検査実施法人数	平成19年度～21年度立入検査実施率(%) (平成19～21年度実施法人数/所管法人数×100)
			平成21年度に改善すべき点のあった法人		
内閣府	78	26	25	77	98.7
警察庁	48	47	7	48	100.0
金融庁	128	41	32	128	100.0
消費者庁	15	5	4 ※	15	100.0
総務省	283	108	57	283	100.0
法務省	135	64	9	135	100.0
外務省	214	99	14	213	99.5
財務省	703	286	101	703	100.0
文部科学省	1,911	603	322	1,792	93.8
厚生労働省	1,028	340	156	1,010	98.2
農林水産省	414	246	207	414	100.0
経済産業省	785	292	140	781	99.5
国土交通省	1,098	566	280	1,096	99.8
環境省	92	26	20	91	98.9
防衛省	22	10	3	22	100.0
合計	6,954	2,759	1,377	6,808	97.9

- (注) 1 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。
 2 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
 4 平成19年度～21年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。
 ※ 消費者庁は平成21年9月発足のため、平成19年4月1日～平成21年8月31日に立入検査を実施した法人数は、移管前の府省庁等の実績によるものである。

(平成22年3月31日現在)

府 省 名	平成21年度に改善すべき点のあった法人数	平成21年度に改善すべき点のあった法人			その他
		法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	
内閣府	25	18	14	20	0
警察庁	7	1	4	4	0
金融庁	32	26	8	20	0
消費者庁	4	4	2	4	0
総務省	57	44	20	32	0
法務省	9	2	3	8	1
外務省	14	9	6	11	0
財務省	101	43	18	80	0
文部科学省	322	232	78	237	0
厚生労働省	156	99	36	107	0
農林水産省	207	165	58	162	18
経済産業省	140	96	44	108	0
国土交通省	280	170	109	166	0
環境省	20	11	6	15	0
防衛省	3	0	1	2	0
合計	1,377	920	407	976	19

- (注) 1 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
 2 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成21年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。
 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である

（休眠法人及び所管不明法人）

これまでに説明した特例民法法人は、基本的には、所管官庁の監督の下、現在活動している特例民法法人の数であり、これ以外に、「休眠法人」及び「所管不明法人」が存在している。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、特例民法法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

このうち、休眠法人とは、次のような要件等を総合的に勘案して、所管官庁によって認定されたものである。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること
- 各省庁等への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること

これらの休眠法人については、「休眠法人の整理に関する統一的基本準」（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）等に基づき、整理促進を図っているところである。

表2-2-41 休眠法人数の推移

	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
国 所 管	7	6	6	6	6	10	10	6	7	9
都道府県所管	224	214	202	143	133	135	132	134	138	136
合 計	231	220	208	149	139	145	142	140	145	145

(注) 平成19年まで各年10月1日現在、平成20年以降は12月1日現在

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁においては把握されていなかったが、登記はされていたものである。旧総理府が平成7年度に調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなった。これらの法人については、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割振りが行われ、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたところである。平成21年12月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは92.3%（1,733法人）となっている。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。

図表2-2-42 所管不明法人の処理状況

	割振法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの				
		理事 確認中等	設立許可 取消中等	自主解散 指導中等	その他	設立許可 取消	自主解散	存続	その他		
国 所 管 (割合%)	489	18 (3.7)	1 (0.2)	4 (0.8)	6 (1.2)	7 (1.4)	471 (96.3)	428 (87.5)	14 (2.9)	24 (4.9)	5 (1.0)
知事部局所管 (割合%)	894	67 (7.5)	8 (0.9)	19 (2.1)	19 (2.1)	21 (2.3)	827 (92.5)	620 (69.4)	98 (11.0)	105 (11.6)	4 (0.4)
教育委員会所管 (割合%)	499	59 (11.8)	15 (3.0)	8 (1.6)	18 (3.6)	18 (3.6)	440 (88.2)	339 (67.9)	42 (8.4)	54 (11.7)	5 (1.0)
合 計 (割合%)	1,877	144 (7.7)	24 (1.3)	31 (1.7)	43 (2.3)	46 (2.5)	1,733 (92.3)	1,382 (73.6)	154 (8.2)	183 (9.7)	14 (0.7)

(注) 各府省から提出された資料を内閣府が整理したものであり、原則として平成21年12月1日現在の状況。

合計は共管を除いた実数である。